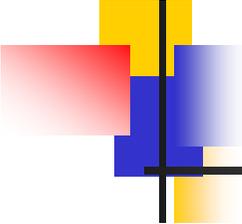


研究機関における公的研究費 の管理・監査のガイドライン (実施基準)について

平成19年7月10日

文部科学省科学技術・学術政策局
調査調整課競争的資金調整準備室

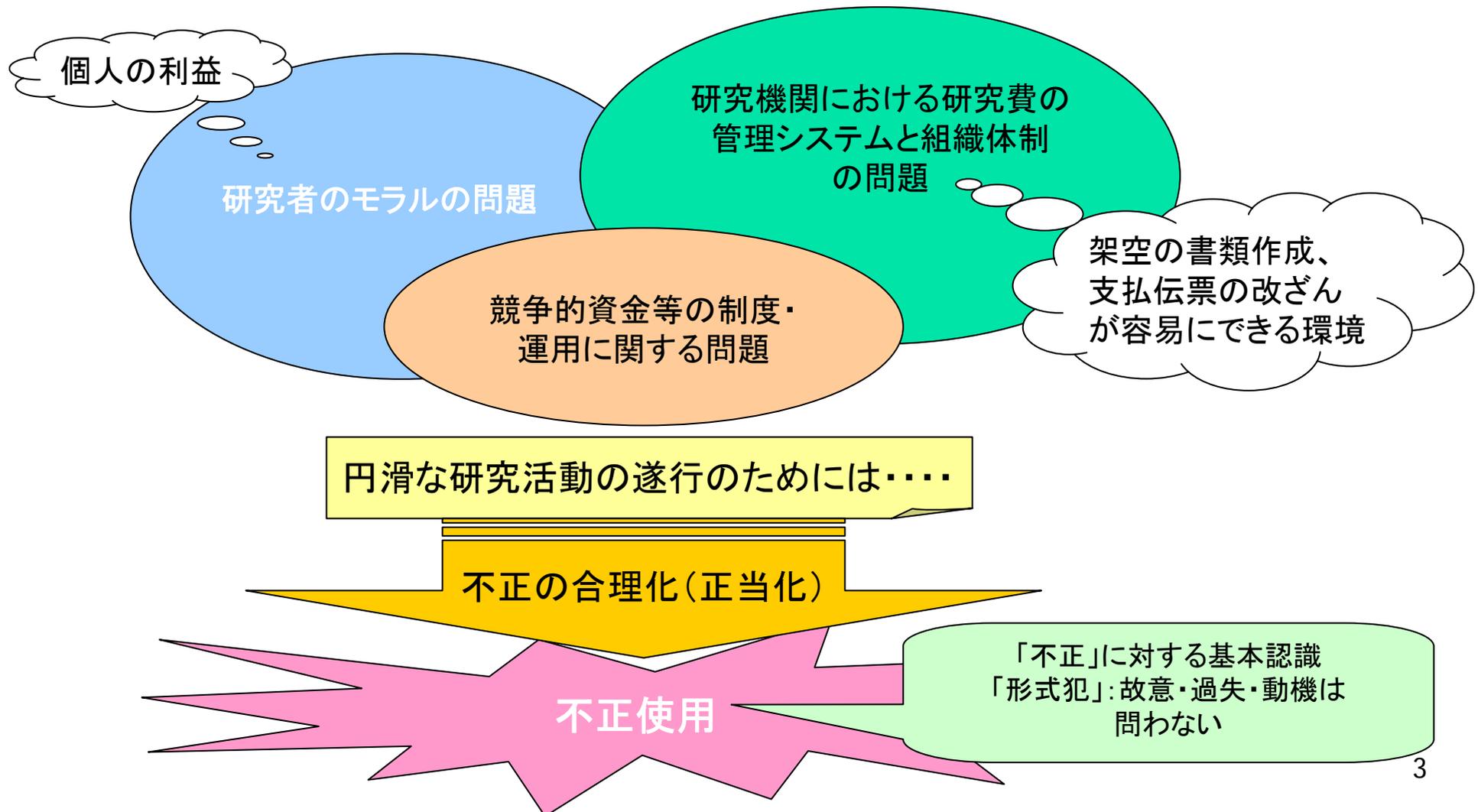


概要

1. 不正使用が起こる背景と不正使用防止への取組
2. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
3. 実施状況報告書の提出
4. 今後の予定等

1. 不正使用が起こる背景と不正防止への取組 1

不正使用が起こる背景



1. 不正使用が起こる背景と不正防止への取組 2

不正使用の防止への取組

<資金配分側>

円滑な研究活動の遂行と制度
・運用の問題

- ・繰越明許費制度の活用
- ・研究期間の弾力化
- ・資金制度運用の弾力化
- ・ルールの統一化・共通化 等

<研究機関側>

架空の書類作成、支払伝票の
改ざんが容易にできる環境

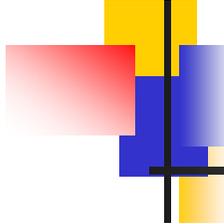
- ・発注・検収業務における牽制
- ・実態の把握 等

使用ルール等の理解不足

- ・ルール、解釈の統一化、体系化
- ・相談窓口の設置
- ・各種研修会の実施 等

ガイドラインに基づく……

- ・責任体制、研究費の適正な管理体制、環境の整備
- ・不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- ・モニタリング・監査の実施 等



2. 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)

第1節 機関内の責任体制の明確化

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止

計画の策定・実施

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

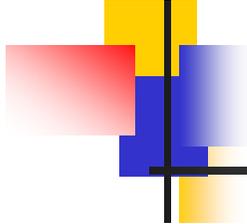
第6節 モニタリングの在り方

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニ

タリング、指導及び是正措置の在り方

ガイドライン実施のサイクル

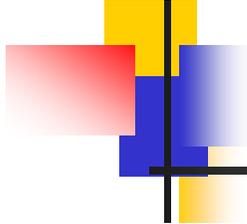




3. 実施状況報告書の提出

(平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知)

- 報告書の提出時期 : 平成19年11月中
- 報告内容と必ず実施を求める事項
 - (1) 第1～6節のすべての要請事項の実施状況と今後の予定の報告
 - (2) 必ず実施を求める事項
 - ① 最高責任者等の設置
 - ② 相談窓口、通報窓口の設置
 - ③ 防止計画推進部署の設置とモニタリング及び監査制度の整備
 - ④ 当事者以外によるチェックが機能する発注・検収システムの構築・運営 など



①最高管理責任者等の設置

- **最高管理責任者：**

当該組織の運営・管理について最終的な責任を負う者。(学長、研究所長など)

- **統括管理責任者：**

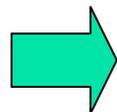
競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。(研究担当理事、財務担当理事、事務局長など)

★ 不正使用があったときに誰がとりまとめるのか？

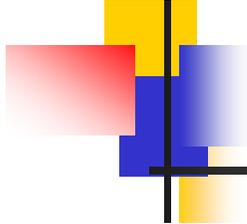
→ 可能な限り1名に集約

- **部局責任者(必要に応じて設置)**

★ 統括管理責任者が各部局等にかかる実質的な権限と責任を有する場合には設ける必要はない。



各責任者の役職の公表、最高管理責任者のリーダーシップ



②相談窓口、通報(告発)窓口の設置 1

- 相談窓口:

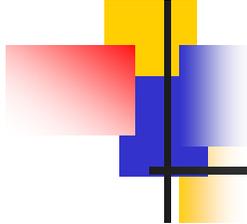
 - 事務手続きに関する相談窓口

 - 研究費の使用ルールに関する相談窓口

 - ★ 既存の組織・人員による対応でも可。

 - ★ 各部局に窓口を設置する場合には、各窓口での解釈が異なることのないようにすることが重要。(全学的な窓口との連携や各部局間の調整への対応など)

 - ➡ 機関内ルールや解釈の共通化、FAQへの取組



②相談窓口、通報(告発)窓口の設置 2

- 通報(告発)窓口:

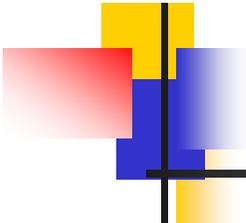
通報(告発)を受け付ける窓口の設置に当たっては、**通報者の保護に配慮することが重要。**

顧問弁護士に依頼? 既存の事務組織で対応?

(例: 研究推進担当課、総務担当課、監査室など)

★ 通報(告発)窓口は第三者的立場にある者が望ましい。

➡ 各機関の実情に応じた検討、報告をお願いする。
また、不正に関する情報は最高管理責任者に適切に
伝わる必要がある。



③防止計画推進部署の設置及びモニタリング及び 監査制度の整備 1

- 防止計画推進部署：

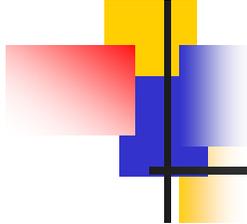
研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（既存の部署を充てることも可）。

ただし、不正防止計画の着実な実施は最高管理責任者の責任。

→ 最高管理責任者の直属として設置などにより実効を担保することが必要。

- ★ 防止計画推進部署によるモニタリング

部局等における不正防止計画の実施状況のチェック



③防止計画推進部署の設置及びモニタリング及び 監査制度の整備 2

■ 内部監査部門に求める機能：

- 1) 防止計画推進部署のモニタリングが機能しているかをチェック
- 2) 機関内ルールに改善すべき点がないか検証
- 3) 防止計画推進部署と連携した不正発生要因に応じた監査 等
機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要。

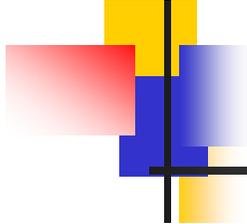
➡ 最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け

★ 学校法人の監査部門との関係

学校法人の監査部門が上記の機能を果たすことも想定される。
監査結果に最高管理責任者が責任を持てることが必要。

★ 防止計画推進部署との関係

チェック機能の強化という視点で別に設置することが望ましい。
(内部監査部門が防止計画推進部署を兼ねることも想定。)



④当事者以外によるチェックが機能する発注・検収システムの構築・運営 1

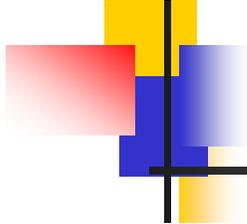
■ 物品購入に係る不正事例

業者と物品購入に係る架空の取引により、研究機関から支払われた金額を業者にプールしたり、別の用途に流用。

■ 発生要因として考えられる点

★業者と共謀することで架空の請求書、納品書の作成や改ざんが容易にできる環境

- ・ 納品事実の確認が不十分な状況(書面だけの確認)
- ・ 研究者が徴取した請求書等に基づく支払い
(又は個人による立替払い)
- ・ その他 様々な状況



④当事者以外によるチェックが機能する発注・検収システムの構築・運営 2

■ 組織的な防止策

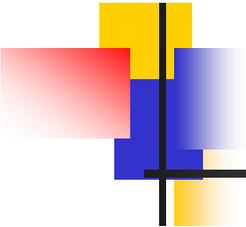
★ 研究者が、どの業者に物品が発注されるか分からなければ、共謀もできないが……、現実的には難しい。

★ 納品の事実確認を徹底することで、納品事実のない物品等への支払いを防止。

- ・ 検収センターや検収窓口の設置
- ・ 当事者以外の者による納品確認 等々

— 納品後、業者に持ち帰らせて支払い代金を不正にプール。 —

- ・ 監査等を通じた物品管理状況確認
- ・ 研究者個人、業者に対するペナルティ



制度改善に向けた文科省の主な取組

■ 年度間繰越

- ・ 科学研究費補助金：繰越事由の要件明確化に伴い繰り越し件数が増加
55件（平成17年度） → 641件（平成18年度）
- ・ 今後、他の制度においても繰越明許制度の有効活用を促進。

■ 間接経費の拡充

- ・ 30%を上限に措置可能 13制度／15制度
- ・ 一部について導入 1制度／15制度
- ・ 30%未満 1制度／15制度

■ 不合理な重複及び過度の集中の排除

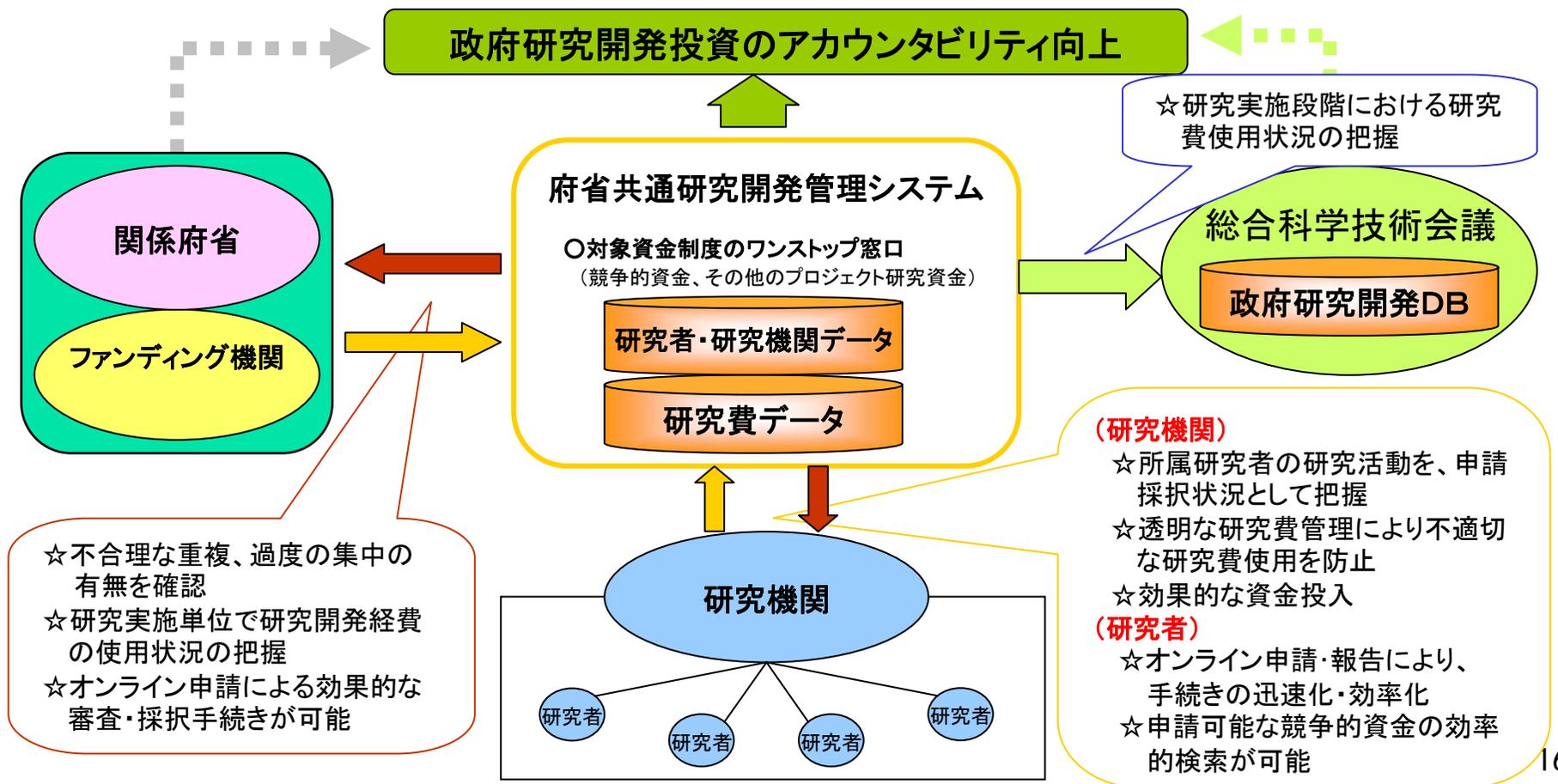
- ・ 府省共通研究開発管理システムの整備を進め、平成20年1月頃を目途に運用開始予定。

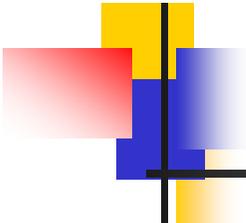
■ ルールや手続きの統一・共通化

- ・ 省内に検討グループを設置し、文科省所管の競争的資金等のルールの統一・共通化を検討中。

府省共通研究開発管理システムの効果

- 府省横断的に競争的資金を中心として研究費に関する書類をオンライン電子化
 (応募受付→審査→採択→課題管理→成果報告等の一連のプロセスを支援)
 - 特定の研究者への研究費の不合理な重複や過度の集中を回避
 - 業務効率化、研究者の利便性の向上





4. 今後の予定等

- ガイドライン第7節に基づく報告書の書式の通知

- 研究費の不正対策検討会報告書第3部提言事項の検討
 1. 単年度会計主義に起因する問題の改善
 2. 資金制度運用の弾力化
 3. 各競争的資金等の制度の統一的取扱い